

## せいよ地域づくり基礎型交付金交付要綱

平成 23 年 3 月 28 日

西予市告示第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、西予市における暮らしやすく個性豊かで活力に満ちた地域づくりを推進するため、地域発「せいよ地域づくり」事業実施要領(平成 23 年西予市告示第 39 号)第 7 条第 3 項の規定に基づき、せいよ地域づくり交付金(以下「交付金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。  
(交付対象事業及び交付金の交付額)

第 2 条 交付金の交付対象となる事業は、地域課題の解決や次世代に繋ぐためのものであり、地域住民が合意した次に掲げる公益事業とする。

- (1) 建設事業
- (2) ソフト事業
- (3) その他、市長が必要と認める事業

2 前項に定める事業は、個人の営利目的や宗教、政治活動、公序良俗や法令に反するものは認めない。

3 第 1 項に定める交付対象となる事業は、交付金の交付される当該年度事業とする。

4 交付対象経費等は、別表に定めるものとし、交付金の額は予算の範囲内で別に定める。

(交付額の内示)

第 3 条 市長は、前条の規定に基づき交付金の額を定めたときは、速やかに実施主体へ通知するものとする。

(交付申請)

第 4 条 前条の規定による通知を受けた実施主体は、交付金の交付を受けようとするときは、せいよ地域づくり基礎型交付金交付申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)に、関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 5 条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、認めたときは、必要な条件を付して、せいよ地域づくり基礎型交付金交付決定通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。

(変更及び中止)

第 6 条 前条の規定により交付金の交付決定を受けた実施主体(以下「交付事業者」という。)は、交付金の交付決定を受けた事業(以下「交付事業」という。)について、内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめせいよ地域づくり基

礎型交付金事業変更・中止承認申請書(様式第3号。以下「変更・中止承認申請書」という。)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の変更・中止承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めときは、必要な条件を付して、せいよ地域づくり基礎型交付金事業変更・中止承認通知書(様式第4号)により交付事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第7条 交付事業者は、交付事業が完了したときは、速やかにせいよ地域づくり基礎型交付金事業実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

(交付金額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の額を確定し、せいよ地域づくり基礎型交付金交付額確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(交付金の請求)

第9条 前条の規定により交付金の額の確定通知を受けた交付事業者は、交付金の請求をしようとするときは、せいよ地域づくり基礎型交付金精算払請求書(様式第7号。以下「精算払請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の精算払請求書の提出があったときは、交付金を交付するものとする。

(交付金の概算払)

第10条 市長は、前条の規定にかかわらず、交付事業の実施上必要と認めるときは、交付金の一部又は全部を概算払することができる。

- 2 交付事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、せいよ地域づくり基礎型交付金概算払請求書(様式第8号)に、関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第11条 市長は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、交付金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付金が交付されているときは、その全額又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この告示又は交付金交付の条件に違反したとき。
- (2) 提出書類等に虚偽があったとき。
- (3) 交付事業の実施にあたり、不正又は不相当と認められる行為があったとき。

(4) 次条第2項の指示又は指導に従わないとき。

(検査)

第12条 市長は、必要に応じて交付事業の検査を実施するとともに、交付事業の経過・成果及び経理状況等について説明を求め、指示又は指導を行うことができる。

2 交付事業者は、前項による指示又は指導があったときは、誠実に対応し、これに従わなければならない。

(関係書類の保管)

第13条 交付事業者は、交付事業に係る関係書類を整理し交付事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(西予市地域自治活動支援補助金交付要綱及び西予市道路補修原材料支給事業実施要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 西予市地域自治活動支援補助金交付要綱(平成18年告示第52号)

(2) 西予市道路補修原材料支給事業実施要綱(平成16年告示第184号)

附 則 ([平成23年西予市告示第81号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 ([平成24年西予市告示第12号](#))

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則 ([平成25年西予市告示第12号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 ([平成28年西予市告示第17号](#))

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

(西予地域づくり交付金基金事業実施要綱の廃止)

2 西予地域づくり交付金基金事業実施要綱(平成24年西予市告示第13号)は、廃止する。

別表(第2条関係)

交付対象経費	交付金の充当限度額	備考
賃金、報償費、旅費、消耗品、燃料費、修繕料、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、補助金、食糧費、役員手当その他必要な経費とする。	<p>1 役員手当は、交付額の6%以内とする。</p> <p>2 食糧費は交付額の6%以内とする。</p>	<p>補助金のうち、地域自治活動支援補助金(1世帯×1千円)及びこれに類すると認められる経費は交付対象外とする。</p>

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

西予市長 様

実施主体名

代表者氏名 ⑩

せいよ地域づくり基礎型交付金交付申請書

年度せいよ地域づくり基礎型交付金事業について、せいよ地域づくり基礎型交付金交付要綱第4条の規定により、交付金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

総事業費	円
交付金申請額	円
うち自治活動 充当額	円

添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 自治活動（ハード）計画書

※第2条第1号に規定する建設事業のみ

- (3) その他市長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

様

西予市長

せいよ地域づくり基礎型交付金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度せいよ地域づくり  
基礎型交付金については、せいよ地域づくり基礎型交付金交付要綱第5条の規定  
により、次の条件を付して交付することを決定したので通知します。

交 付 決 定 額 金 円

〈条 件〉

1. 事業の内容を変更・中止しようとするときは、様式第3号によりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。
2. 事業を完了したときは、様式第5号に次の書類を添えて速やかに市長に提出すること。
  - (1) 収支決算報告書
  - (2) 事業の状況、成果が確認できる写真
  - (3) 成果物を提出できる場合は、その成果物
  - (4) その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

西予市長 様

実施主体名

代表者氏名

㊞

せいよ地域づくり基礎型交付金事業変更・中止承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった、  
年度せいよ地域づくり基礎型交付金について、申請内容を次のとおり変更・  
中止したいので、せいよ地域づくり基礎型交付金交付要綱第6条第1項の規定  
により申請します。

	総事業費	金	円
変更前	交付金交付決定額	金	円
	うち自治活動充当額	金	円
	総事業費	金	円
変更後	交付金変更申請額	金	円
	うち自治活動充当額	金	円

変更内容・理由又は中止の理由

変更の内容・理由 又は 中止の理由 (事業計画書を添 付すること)	
---	--

様式第4号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

西予市長

せいよ地域づくり基礎型交付金事業変更・中止承認通知書

年 月 日付で、変更・中止承認申請のあった 年度  
せいよ地域づくり基礎型交付金については、せいよ地域づくり基礎型交付金交  
付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり変更・中止を承認したので通知  
します。

変更前	交付金交付決定額	金	円
変更後	交付金変更決定額	金	円

〈条 件〉

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

西予市長 様

実施主体名

代表者氏名

⑩

せいよ地域づくり基礎型交付金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった、  
年度せいよ地域づくり基礎型交付金について、事業を完了したので、せいよ  
地域づくり基礎型交付金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて報告  
します。

事業に要した経費 円

---

交付金交付決定額 円

---

うち自治活動充当額 円

---

添付書類

- (1) 収支決算報告書
- (2) 事業の状況、成果が確認できる写真
- (3) 成果物を提出できる場合は、その成果物
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第6号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

西予市長

せいよ地域づくり基礎型交付金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度せいよ地域づくり基礎型交付金については、せいよ地域づくり基礎型交付金交付要綱第8条の規定により、次のとおり交付額を確定したので通知します。

交 付 確 定 額 金 円

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

西予市長 様

実施主体名

代表者氏名

印

せいよ地域づくり基礎型交付金精算払請求書

次のとおり請求します。

一 金 円也

ただし、年 月 日付け 第 号により交付額確定のあった  
た 年度せいよ地域づくり基礎型交付金

交付金交付決定額 円 ー①  
概算払受領額 円 ー②  
精算払請求額(①ー②) 円

金融機関名		支店名	
口座種別	当座 普通 その他	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

西予市長 様

実施主体名

代表者氏名

印

せいよ地域づくり基礎型交付金概算払請求書

次のとおり請求します。

一 金 円也

ただし、年 月 日付け 第 号により交付決定のあった  
年度せいよ地域づくり基礎型交付金

交付金交付決定額	円	－①
概算払請求額	円	－②
残額（①－②）	円	

金融機関名		支店名	
口座種別	当座 普通 その他	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			